

---

# 仕様書

---

## 第1 適用

---

- 1 本仕様書は、下田市が発注する「令和7年度 森林経営管理整備業務」に係る契約及び設計図書、その他の内容について、必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 受注者は、本仕様書に規定のない事項について、「静岡県農林土木共通仕様書」及び「農林土木工事施工管理基準」を準用するものとし、その他定めのない事項は発注者との協議によるものとする。
- 3 設計図書は相互に補完しあうものとし、契約書及び仕様書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 設計図書及び図面、仕様書の間相違がある場合又は図面に書かれた数字と現地での測量数値等が相違する場合には、受注者は監督員等に確認して指示を受けなければならない。
- 5 受注者は信義に従って誠実に業務を履行し、監督員等の指示がない限り業務を継続しなければならない。

## 第2 施工管理

---

- 1 受注者は、出来形及び規格値が別紙1「出来形管理基準及び規格値」に適合するよう、十分な施工管理を実施し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表を作成するものとする。
- 2 発注者は、監督員が必要と判断した場合、設計図書に示す出来形管理の測定頻度を協議により変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
- 3 受注者は、別紙1「出来形管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、完成書類とともに提出しなければならない。なお、別紙1「出来形管理基準及び規格値」に定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。
- 4 受注者は、業務に先立ち現場又はその周辺の一般行人等が見やすい場所に、業務内容、業務名、履行期間（終期日）、時間帯、発注者名及び受注者名、電話番号を記載した標示板を設置し、完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。
- 5 受注者は、履行期間中、現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 6 受注者は、業務に際し現場周辺並びに他の構造物及び施設等へ影響を及ぼさないよう実施しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

## 第3 写真管理

---

受注者は、写真を施工管理の手段として、各業務内容の実施段階及び完成後明視できない箇所の実施状況、出来形寸法等を別紙2「写真管理基準」により撮影し、適切な管理のもと保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、完成書類とともに提出しなければならない。

## 出来形管理基準及び規格値

作業種	測定項目	規格値	測定基準
間伐・除伐	施工率	- 1.5%	施工率は、全面積に対する実積率。
	調整率	- 5%	調整率の測定は、標準地調査（20m×20m）による 2 ha 未満は 2 箇所 2 ha 以上 10ha 未満は 3 箇所 10ha 以上は 10ha 増すごとに 1 箇所
	伐倒本数	設計値以上	伐倒本数は、設計図書で示された伐倒総本数を測定。

## 写真管理基準

## 撮影箇所一覧

分類		撮影項目	撮影時期	撮影頻度
着手前・完成写真	着手前	全景又は代表部分写真	着手前	着手前1回
	完成	全景又は代表部分写真 着手前と同一箇所	完成後	実施完了後1回
実施状況写真	実施中	工種、種別ごとに施工計画書に従い実施していることが確認できるよう適宜	実施中	工種、種別ごとに1回
	仮設工 (指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	実施前後	1実施箇所1回
	図面との 不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて
安全管理写真	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	種類ごと1回
		各種保安施設の設置状況	設置後	種類ごと1回
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施ごと1回
使用材料写真	使用材料	形状寸法	検収時	品目ごと1回
		検査実施状況	検査時	品目ごと1回
事故写真	事故報告	事故の状況	発生前 発生直後 発生後	その都度
その他	補償関係	被害又は損害状況	発生前 発生直後 発生後	その都度
検査	中間検査	完成後明視できない部分	検査時	その都度
	完成検査	業務の完成状況	検査時	その都度
出来形管理写真		標準地の林況及び実施状況	着手前 実施中 完成後	標準地ごと1回
		伐倒の実施状況	着手前 完成後	1,000本に1本撮影。 (近景) 1,000本ごとに撮影。 (遠景) ※撮影頻度は1業務3回 を最低とする。
		不可視部分の施工	その都度	その都度
		出来形管理基準に 定められていない	監督員 と協議	その都度

---

# 特記仕様書

---

## 第1 目的

---

本契約による「令和5年度 森林経営管理整備業務」は伐倒総本数が設計図書に示されているため、受注者は伐倒総本数の管理（以下「管理」という。）を行わなければならない。

については、本特記仕様書により受注者が行う管理方法及び発注者が行う伐倒本数の確認（以下「確認」という。）方法について定めるものである。

## 第2 管理

---

受注者が管理を行う場合、伐倒木に管理番号（ナンバーリングテープ等を伐倒木に貼付する。）を付け、伐倒総本数を伐倒本数管理表（以下「管理表」という。）、管理番号位置図（以下「位置図」という。）及び伐倒木確認写真（以下「確認写真」という。）を作成しなければならない。

なお、受注者は作成した管理表、位置図及び確認写真を完成書類とともに発注者へ提出しなければならない。

## 第3 その他

---

受注者は管理表及び位置図を作成するにあたり、別添記載例を参考にすること。

記載例

### 伐倒本数管理表

施工地区名 　　 ○○地区

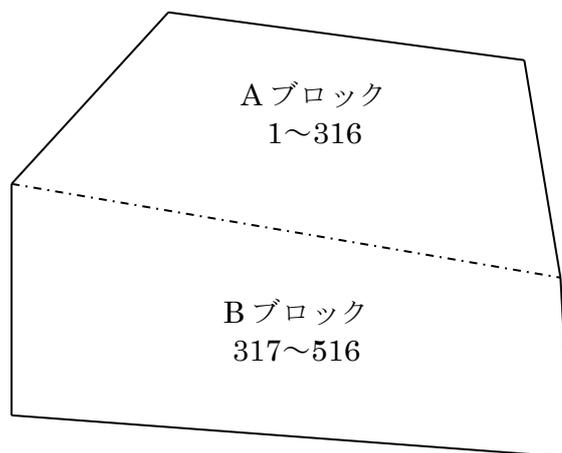
作業実施日	選木・伐倒本数	管理番号	備考
5.7.10	100	1～100	Aブロック
5.7.11	110	101～210	Aブロック
5.7.12	106	211～316	Aブロック
5.7.13	200	317～516	Bブロック
計	516		

※管理番号欄には、作業実施日ごとに、伐倒木に付した番号を記載する。管理番号は管理番号位置図で概ねの位置がわかるようにしておく。

※備考欄には、1 施工地区内を複数の区域に分けて管理を行った場合など、必要に応じてこの欄に記入をする。

### 管理番号位置

　　 ○○地区



※ブロック間の境界線は概ねで、実測の必要はない。